

つくばみらい市過誤申立 Q&A

No.	質問	回答
1	縦覧点検で請求の誤りが判明した。過誤申立書の提出は必要か？	国保連合会へ返送する確認票において過誤をすると記入していただければ不要です。（国保連合会から本市へ過誤申立てが行われるため。）
2	福祉用具貸与について縦覧点検で日数の相違が判明した。請求単位数は変わらないが過誤は必要か？	正確な貸与日数の把握のため、過誤をお願いいたします。その際は国保連合会に返送する縦覧審査確認票において過誤をするに丸を付けていただければ本市への過誤申立ては不要となります。（国保連合会から本市へ過誤申立てが行われるため。）
3	請求を出してすぐに間違いに気が付いたが過誤申立は必要か？	国保連合会での審査決定前では過誤が必要かどうかまだ判断できません。国保連合会の審査決定を待ちます。返戻、保留の場合は過誤申立は不要となりますので正しい再請求を行ってください。誤った請求のまま審査を通過した場合には過誤申立が必要となります。
4	過誤申立書を提出したが、いつ再請求を行えばよいのか？	過誤の流れと同月過誤の流れをまとめたのでそちらをご確認ください。
5	申立事由コードがわからない。申立事由はなんと書けばよいのか？	別シートに記入の注意点を作りました。そちらをご確認ください。

過誤申立書

【 通常過誤 ・ 同月過誤 】
 【 介護給付 ・ 総合事業 】

通常過誤か同月過誤か、介護給付か総合事業かそれぞれ該当する方に○をつけてください。

つくばみらい市長 殿

年 月 日

下記の介護給付・総合事業について、過誤を申し立てます。

請求(過誤申立)事業所	事業所番号																			
	事業所名称																			
	所在地	〒																		
	連絡先	電話番号																		

事業所番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス提供 年月	申立事由コード	申立事由
		年		
		年		
		年		
		年		
		年		
		年		
		年		
		年		

申立事由コードは国保連合会のホームページに載っています。
 そちらの表を参考にして記入してください。
 つくばみらい市のホームページにリンクを作成しておきます。

申立事由の記入について
 添付書類で正誤表等を添付していただく場合は「請求誤りのため」
 だけで構いません。
 書類の添付をしない場合は誤りの内容がわかるように記載してくだ
 さい。
 「初回加算の算定月を誤ったため」
 「負担限度額の適用を誤ったため」等
 不明な場合は電話等で確認をさせていただきます。